

令和5年3月27日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—8（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—8（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）の運用について（昭和55年1月10日職福一3）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第6条関係 1 （略） 2 第1項第1号の「人事院の定める伝染病」は、 <u>船員安衛則別表第1</u> に定める伝染病とする。	第6条関係 1 （略） 2 第1項第1号の「人事院の定める伝染病」は、 <u>船員安衛則別表</u> に定める伝染病とする。

別表第 1

船員危害防止主任者に必要な免許、資格等及び船員危害防止主任者の行うべき事務

規則別表第 1 に掲げる業務	免許、資格等	危害防止に関する事務
(略)	(略)	(略)
第 4 号に掲げる業務（つり足場等の組み立て等の業務）	取り扱う設備の構造、その取扱い、作業方法等に関する知識、経験及び技能	1・2 (略) 3 器具、工具、 <u>墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具</u> （以下「 <u>要求性能墜落制止用器具</u> 」という。）等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 4 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。 5 (略)
(略)	(略)	(略)
第 9 号に掲げる業務（高所で行う業務）	海技士（航海）（一級海技士（航海）、二級海技士（航海）、三級海技士（航海）、四級海技士（航海）、五級海技士（航海）及び	1 (略) 2 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> 及びその取付け設備等を随時点検し、異常を認めるときは、修理その他必要な措置を講ずること。 3 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。

別表第 1

船員危害防止主任者に必要な免許、資格等及び船員危害防止主任者の行うべき事務

規則別表第 1 に掲げる業務	免許、資格等	危害防止に関する事務
(略)	(略)	(略)
第 4 号に掲げる業務（つり足場等の組み立て等の業務）	取り扱う設備の構造、その取扱い、作業方法等に関する知識、経験及び技能	1・2 (略) 3 器具、工具、 <u>安全带等</u> 及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 4 <u>安全带等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。 5 (略)
(略)	(略)	(略)
第 9 号に掲げる業務（高所で行う業務）	海技士（航海）（一級海技士（航海）、二級海技士（航海）、三級海技士（航海）、四級海技士（航海）、五級海技士（航海）及び	1 (略) 2 <u>安全带等</u> 及びその取付け設備等を随時点検し、異常を認めるときは、修理その他必要な措置を講ずること。 3 <u>安全带等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。

	六級海技士（航海）をいう。以下同じ。）、海技士（機関）又は小型船舶操縦士（一級小型船舶操縦士及び二級小型船舶操縦士をいう。以下同じ。）に係る免許	4 （略）		六級海技士（航海）をいう。以下同じ。）、海技士（機関）又は小型船舶操縦士（一級小型船舶操縦士及び二級小型船舶操縦士をいう。以下同じ。）に係る免許	4 （略）
第10号に掲げる業務（げん外に身体の重心を移して行う業務）	海技士（航海）又は小型船舶操縦士に係る免許	1・2 （略） 3 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。 4 （略）	第10号に掲げる業務（げん外に身体の重心を移して行う業務）	海技士（航海）又は小型船舶操縦士に係る免許	1・2 （略） 3 <u>安全带等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。 4 （略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第12号に掲げる業務（着氷除去の業務）	海技士（航海）又は小型船舶操縦士に係る免許	1 （略） 2 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> 及びその取付け設備等を随時点検し、異常を認めるときは、修理その他必要な措置を講ずること。 3 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> 及びその他の保護具の使用状況を監視すること。	第12号に掲げる業務（着氷除去の業務）	海技士（航海）又は小型船舶操縦士に係る免許	1 （略） 2 <u>安全带等</u> 及びその取付け設備等を随時点検し、異常を認めるときは、修理その他必要な措置を講ずること。 3 <u>安全带等</u> 及びその他の保護具の使用状況を監視すること。

		4 (略)
(略)	(略)	(略)

別表第2 危害のおそれの多い業務に従事する職員に必要な免許、資格等

規則別表第3に掲げる業務	免許、資格等
(略)	(略)
第3号に掲げる業務（金属の溶接等の業務）	1～4 (略) 5 鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）附則第2条の規定による廃止前の保安技術職員国家試験規則（昭和25年通商産業省令第72号）第5条に規定する溶接係員試験の合格 6 (略)
(略)	(略)
第6号に掲げる業務（揚貨装置等の玉掛けの業務）	1～6 (略) 7 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、 <u>職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の能開法施行規則（以下「旧能開法施行規則」という。）別表第3の2に定める基準による港湾流通科又は港湾運輸科の訓練（労働安全衛生規則別表第3下欄の規定</u>

		4 (略)
(略)	(略)	(略)

別表第2 危害のおそれの多い業務に従事する職員に必要な免許、資格等

規則別表第3に掲げる業務	免許、資格等
(略)	(略)
第3号に掲げる業務（金属の溶接等の業務）	1～4 (略) 5 <u>保安技術職員国家試験規則（昭和25年通商産業省令第72号）第5条に規定する溶接係員試験の合格</u> 6 (略)
(略)	(略)
第6号に掲げる業務（揚貨装置等の玉掛けの業務）	1～6 (略) 7 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、 <u>職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法施行規則」という。）別表第3の2に定める基準による港湾流通科又は港湾運輸科の訓練（昭和47年労働省告示</u>

	<p>に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和47年労働省告示第113号）第11号ハに基づき厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）の修了者の資格</p> <p>8～16 （略）</p> <p>17 能開法第44条第1項の規定により行われる<u>能開法施行規則別表第11の3の3</u>に掲げるとびの職種に係る技能検定の合格</p> <p>18～20 （略）</p>		<p><u>第113号第11項ハ</u>に基づき厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）の修了者の資格</p> <p>8～16 （略）</p> <p>17 能開法第44条第1項の規定により行われる<u>職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1</u>に掲げるとびの職種に係る技能検定の合格</p> <p>18～20 （略）</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
第10号に掲げる業務（工作機械の使用の業務）	<p>1 （略）</p> <p>2 能開法第44条第1項の規定により行われる<u>能開法施行規則別表第11の3の3</u>に掲げる機械加工の職種に係る技能検定の合格</p> <p>3 （略）</p>	第10号に掲げる業務（工作機械の使用の業務）	<p>1 （略）</p> <p>2 能開法第44条第1項の規定により行われる<u>職業能力開発促進法施行令別表第1</u>に掲げる機械加工の職種に係る技能検定の合格</p> <p>3 （略）</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

以 上